

広がる未来へ

たはらエコ・ガーデンシティ構想

●緑のカーテンで節電を意識したエコライフを!

田原市では、夏の省エネルギー対策として、ゴーヤやアサガオなどの「緑のカーテン」設置を推進しています。今年も、市内保育園幼稚園(20園)、小学校(8校)、中学校(3校)、市民館(8施設)、その他施設(14施設)の計53施設で実施しました。

●緑のカーテンの効果

緑のカーテンは、窓から入り込む日差しを遮り、壁や地面の表面温度を抑えることで、室内の温度上昇も抑える効果があります。エアコンなどの



●加治保育園



電気使用量も抑制することができます。

●緑のカーテンで環境学習

6月に台風が接近したため、緑のカーテンの生育への影響が心配されました。しかし、各保育園や小中学校などでは、子どもたちが一生懸命に育てたおかげで、8月に入ると、ネットいっぱい緑のカーテンが育ちました。



●野田小学校

子どもたちは、緑のカーテンの成長を記録するための観察会やアサガオの花を使った色水遊び、育てたゴーヤの実を使ったエコクッキングなどを行いました。さまざまな環境学習会を通して、楽しみながら節電やエコエネルギーについて学びました。

●たはらエコチャレンジ宣言登録者数個人1900人・事業所80か所(9月末現在)

▼エコエネ推進課

☎23局7401 FAX23局0180

環境戦隊たはらエコレンジャー

環境けいじばん⑥

ゴミモンとリサイクルレンジャー

最近、市民の皆さんから、「ごみステーションに、事業所からのごみが出されている」とご連絡をいただくことがあります。今回は事業系ごみについてご紹介します。

●事業系ごみとは

会社・工場・飲食店・官公署など事業所から出るごみのことです。このうち、法律で定められた20種類の産業廃棄物(廃油、廃プラスチック、建築廃材など)を除いたごみを、**事業系一般廃棄物**(事務室から出る紙くず、レストランの生ごみ、農業で使った紙袋など)といいます。

また事業系ごみは、**法律で「事業者の責務において適正に処分しなければならぬ」と定められています。**

わずかな量でも、**ごみステーションに事業系ごみを出すと「不法投棄」とみなされます。**

ごみステーションには絶対に出さないでください。



●間違ってお出された事業系ごみ

実際に、ごみステーションに出されていた事業系ごみの一例をご紹介します。

業務伝票、配送に使用した梱包資材、電照栽培用電球、農業用ビニールシートの紙芯、農薬の空容器、飲食店の残飯・割り箸、ペンキの空缶、漁業用フイ など

❗ごみステーションに事業系ごみが出されても収集しません。



●事業系ごみの処理方法

●産業廃棄物

市では収集しません。また、一部を除き市処理施設では受け入れられません。産業廃棄物処理許可業者にご相談ください。

●事業系一般廃棄物

市では収集しません。処理施設に直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

▼清掃管理課

☎23局3538 FAX23局0180